

山口県報

目 次

○告示
移動等の制限をする家畜等及び区域の指定（畜産振興課）……………一



山口県告示第四百二十七号

鶏の高病原性鳥インフルエンザの蔓延(まん)を防止するため、家畜伝染病蔓延(まん)防止規則（昭和三十五年山口県規則第七十三号）第二条の規定により、当分の間の措置として、移動等の制限をする家畜等及び区域を次のとおり指定する。

平成二十六年十二月三十一日

山口県知事 村岡嗣政

一 家畜等

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

二 区域

長門市及び美祢市の区域（次の図に示す疫学関連農場に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部畜産振興課、山口県中部家畜保健衛生所及び山口県西部家畜保健衛生所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年
12月31日
(水曜日)

平成二十六年十二月三十日発行

発行人所

山口県知事